



居住誘導区域の設定

居住誘導区域とは、人口減少社会にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することで、生活サービスと地域コミュニティが持続的に確保されるように、居住を誘導する区域です。

本町では、以下の条件を基に、本中野駅周辺・鶉地区・赤堀地区に対して区域設定を行いました。

【居住誘導区域の設定条件】

- 市街化区域のうち、工業専用地域や流通業務地区などの他、法令・条例により住宅の建築が制限されている区域を除く区域
- 土地区画整理事業や下水道等の都市基盤が整備されている区域
- 既に人口が集積しており、今後も一定の人口密度が維持されることが見込まれる区域
- 公共交通の利用が可能な区域（概ね鉄道駅から1kmに含まれる範囲）
- 日常生活に必要な商業・医療・福祉などの施設が徒歩圏内に含まれる区域（各施設から概ね500m（高齢者の徒歩圏）の範囲）

※ 河川氾濫により浸水が想定される区域は、警戒避難体制の構築やハザードマップによるリスク周知、町民参加の防災訓練による意識啓発等を行っていることから、居住誘導区域に含めるものとします。

都市機能誘導施設の設定

本町の特性や都市機能施設の立地状況を鑑み、誘導すべき都市機能施設の方針を次のように決めました。

- (方針①) 既存の施設を誘導施設に設定し、今後も現在の立地状況・サービス水準を維持
- (方針②) 町民の暮らしやすさを向上させるため、現状不足している都市機能を誘導
- (方針③) 広域立地適正化に関する基本方針の位置づけに合致した都市機能の誘導
- (方針④) 既に施設整備計画があるなど実現性の高い都市機能の誘導

【設定した都市機能誘導施設】

- 広域的機能を有する施設
  - ① 行政施設・文化施設（全町または広域的機能を有する施設）
- 町内の拠点としての生活利便性を高める施設
  - ② 商業施設（延床面積1,000㎡以上のスーパーマーケット等）
  - ③ 医療施設（総合病院、診療所（内科・外科・小児科などの複数を有する施設））
  - ④ 金融施設（窓口機能を有する金融機関）

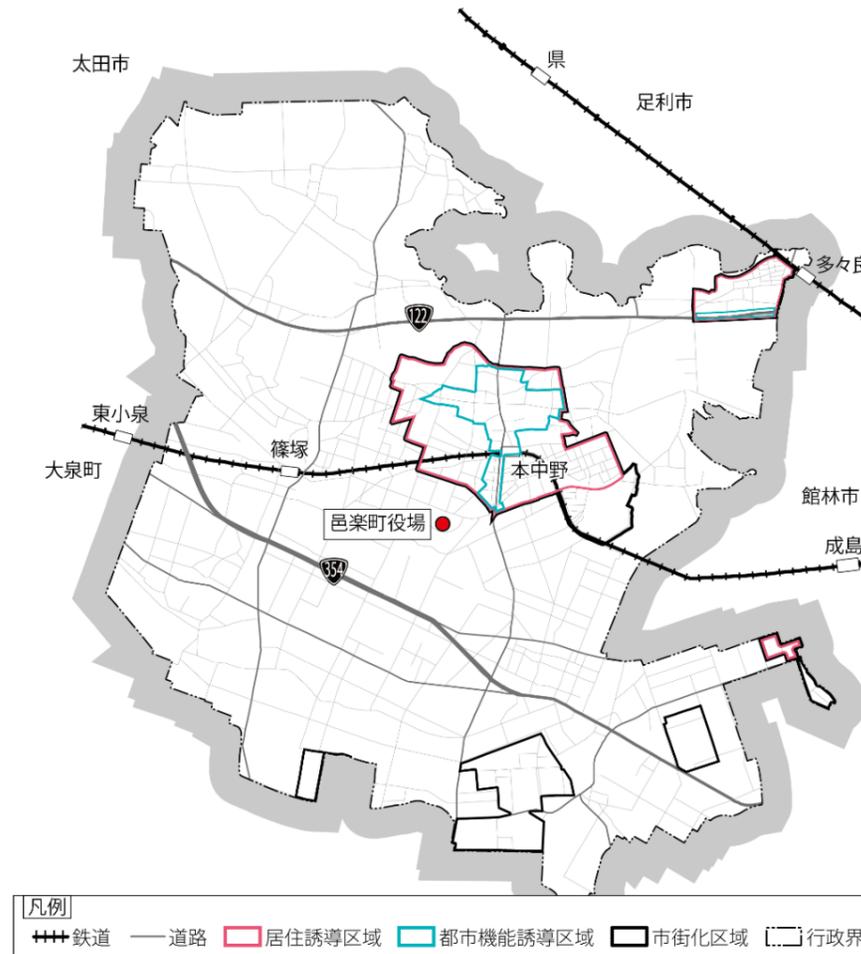
都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域とは、都市の中心部などに行政・商業・医療などの誘導したい都市機能と支援措置を明示し、生活サービス施設の誘導を行い、サービスの効率的な提供を図る区域です。

本町では、以下の条件を基に、本中野駅周辺・鶉地区に対して区域設定を行いました。

【都市機能誘導区域の設定条件】

- 居住誘導区域において、行政・商業・医療等の一定の都市機能が集積している区域
  - 1) 中心拠点と位置づけた役場庁舎・本中野駅周辺
  - 2) 多々良駅近郊の鶉地区
- 公的不動産や空地、農地、駐車場などの低未利用地を有し、今後、施設を誘導するために必要な土地が確保される区域
- 町内からのアクセス性に優れる幹線道路沿道を主として、公共交通の利便性も高い区域（(主)足利邑楽行田線、(都)中野中央線、国道122号など）
- 鉄道駅から概ね1kmの範囲に含まれる区域（徒歩や自転車で容易に移動できる範囲）



本町の居住誘導区域・都市機能誘導区域

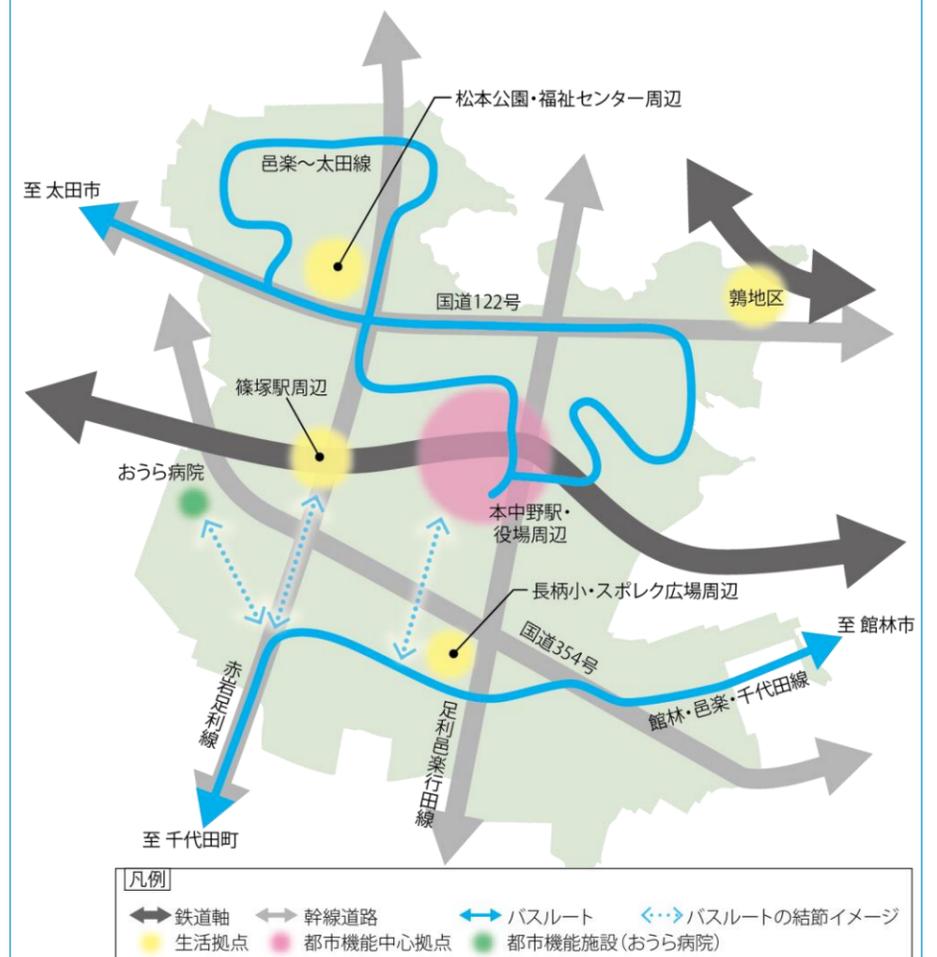
公共交通ネットワークの方針の設定

いつまでも暮らしやすいまちとするためには、将来の人口構成に見合った都市構造とするとともに、都市機能の集積するまちなかや館林市などの拠点への交通アクセスを確保することが重要です。

そこで、館林都市圏における公共交通ネットワーク形成方針や、本町の公共交通の現況課題を踏まえ、公共交通ネットワーク形成方針を以下のように決めました。

【公共交通ネットワークの形成方針】

- バス交通
  - ・ 現行2路線の結節や中心拠点と町内各地区を結ぶ路線の再編を図り、基幹となるネットワークの構築
  - ・ 多様な取組みの検討（需要に応じた運行本数・ルート見直し、乗換拠点の整備、バス停機能向上 など）
- 鉄道・交通結節点
  - ・ 鉄道駅の利便性向上に向け、駅前広場の整備や橋上・複合駅舎化の可能性を検討
- その他（移動困難者の外出を支援するシステムの導入可能性検討、既存サービスの活用方策の検討 など）



公共交通ネットワークの形成イメージ